

第2次

甲良町子ども読書活動推進計画

令和5年4月

甲良町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

1. 子どもの読書活動推進の意義
2. 計画策定の経過
3. 計画期間

第2章 第1次計画中の成果と課題

第3章 第2次計画の基本目標と基本的な考え方

第4章 子ども読書活動推進のための取り組み

第5章 指標の設定

参考資料

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・文字・活字文化振興法
- ・甲良町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

第1章 はじめに

甲良町では、平成30年4月に第1次「甲良町子ども読書活動推進計画」（以下、「計画」とする）を策定しました。関係機関と連携・協力を進め、子どもたちの読書環境の改善や、子どもが読書に親しめる機会を豊かにするため、様々な活動に取り組んでまいりました。

子どもたちに読書の喜びを伝え、読み解く力、生きる力を育むために、より一層、読書活動を活発化させ推進する必要があります。そこで、次の段階へと進めていくために、第2次「甲良町子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組みを進めていきたいと考えます。

1. 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは重要です。

読書は、本を読む過程で多くの言葉を自分に取り入れ、言葉によって考えや気持ちを相手に正しく伝える力を育てます。また、読書によって個人の経験を超えた幅広い知識を得ることができ、また、深い感動を通してその感性や情緒を育みます。読書は著者という他者の知識や考えにふれ、それと向き合い考えることによって自己を形成していく、人の成長にとって重要な営みです。

豊かな語彙を獲得し、情緒を育み、様々な著者の知識や考えにふれて自己を形成していくことにつながる読書活動は、子どもにとってはアイデンティティを確立し、自ら考えて生きていく力を身につけた社会の一員となるための極めて大切な活動です。様々な情報を正しく理解し、整理し、相手に伝えるという力がこれまで以上に重視されていますが、日常的に本を読み、その内容を解釈し理解する経験は、そのような「読み解く力」の基盤にもなるものです。

しかしながら、読書の習慣は多くの場合自然に身につくものではありません。子どもたちを成熟した社会の一員として迎え入れるため、社会が積極的に子どもの読書習慣を育み、子どもが楽しみながら自主的に読書を行えるよう環境を整備することが肝要です。

2. 計画策定の経過

子どもの読書活動の推進をするための取組を進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。そして同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

滋賀県においては、平成17年2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、以後課題に沿って順次計画を更新し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所

において自主的に読書活動を行うことができるよう、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として取組を進められています。甲良町においても平成30年4月に第1次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してまいりました。第2次計画を策定することで、さらなる読書推進に努めてまいります。

3. 計画期間

令和5年度（2023年度）から概ね5か年とし、必要に応じて見直します。

第2章 第1次計画期間中の成果と課題

第1次計画の策定以降、毎年、こども園、学校、子育て支援センター、保健福祉課、図書館における読書活動推進の取り組みや課題について取りまとめ、各機関における活動の検証をしてきました。

こども園では読み聞かせなど絵本に親しむ機会を多くもち、小学校では学校図書館の整備や、読書タイムの推進などの取り組みが進みました。また、各機関での取り組みの継続や連携、読み聞かせボランティアも活発に活動しています。

図書館における児童図書の間貸出冊数は増加していますが、子どもの読書活動に関する調査では、1か月に読んだ書籍の平均冊数は減少し、不読率は増加しています。

様々な情報メディアが氾濫する中、子どもたちが自ら考え、情報を選択し、自律した自己を確立していくために、読み解く力、考える力を育む豊かな読書活動が欠かせません。

各機関がこれまでの取り組みを継続し拡大させながら、連携を深め、より豊かな子どもの読書活動の推進が不可欠です。

	指標名		平成29年	令和3年	目標値
1	甲良町内の児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数	小学校	4.8冊	3.6冊	6.5冊
		中学校	2.2冊	1.2冊	4.2冊
2	甲良町内の児童生徒の不読率	小学校	7.0%	9.8%	5.6%
		中学校	30.2%	40.6%	20.0%
3	町民1人当たりの甲良町立図書館での年間貸出冊数		8.4冊	9.1冊	8.5冊
4	町民1人当たりの甲良町立図書館での児童図書年間貸出冊数		3.7冊	4.4冊	4.0冊
5	町立図書館で蔵書にしめる児童図書の割合		32.9%	33.4%	33.5%

第3章 第2次計画の基本目標と基本的な考え方

1. 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

第1次計画では、「子どもが気軽に本と出会い、本と親しむ環境づくり」「家庭・学校・こども園・地域などの連携の促進」「子どもの読書活動推進のための情報発信と啓発」を基本方針として取り組みを進めてきました。

第2次計画においても、引き続き、子どもの身近に本がある環境を整備し、子どもが楽しみながら読書に親しむことができるよう、基本目標の達成にむけた取組を進めます。

2. 基本的方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが必要です。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める働きかけを行うことが重要です。そして、子どもが興味を持てる本を整備することが重要です。

子どもの自主的な読書活動を支えるため、子どもが読書に親しむ機会を提供し、適切な本にめぐり会えるよう、子どもと本をつなぐ役割を果たす人材の育成・配置等、人的な環境の整備に努めるとともに、施設、設備その他の物的諸条件の整備・充実に努めます。

(2) 家庭・こども園・学校・地域を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等、社会全体での取組が必要です。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図り、図書館などの関係機関、読み聞かせボランティア等が連携し、取組を推進していくことが重要です。

このような観点から、それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進、体制の整備に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深める必要があります。

子どもは、大人から本を読んでもらったり、本に親しむ大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていきます。子どもを取り巻くすべての大人に対して読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育教諭等が読書活動に理

解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身につけさせる上で重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を高めるため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

3. 第2次計画において重点的に取り組むべき事項

上記の基本目標、基本の方針に基づく取組を進めるにあたり、子どもが楽しみながら自主的に本に親しめるよう、発達段階に応じた読書に対する興味・関心を高める働きかけが重要となります。

また、学校図書館は子どもにとって最も身近に多様な本に親しめる場所であり、学校図書館の環境整備や機能強化をさらに進めていくことが大切です。

このため、第2次計画においては

- ・乳幼児期から発達に応じた読書習慣の形成
 - ・人的、物的環境の整備
 - ・各機関の緊密な連携
 - ・読書活動に関する理解・興味・関心を広げる取組の普及
- を重点的に取り組むべき事項とします。

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

(1) 乳幼児期

胎児期から聴覚は機能し、0歳から言葉を聞く喜びが始まると言われています。ブックスタートのように、0歳からの絵本との出会いを大切に取る取組も進められています。乳幼児期は、人への信頼感や基本的な生活習慣を身につけるとともに、読書能力の土台を築く時期です。この時期の読み聞かせの積み重ねは、言葉の獲得や心の成長に効果があり、豊かな心と家族の絆をはぐくむことにもつながることから、家庭や地域が中心になって絵本等の読み聞かせなどを積極的に行うことが望まれます。

親子で図書館を活用して、絵本を楽しむ時間を持つことが子どもの心の中に豊かな宝物を増やしていきます。

(2) 小学生期

小学生期は、生活環境が家庭から地域や学校へと広がり、社会的行動が著しく発展する時期であり、この時期に読書の喜びを知り、読書習慣を形成することはその後の人生にとって極めて重要です。

読書習慣の形成を図るためには、子どもの自主性や自発性も尊重しながら、学校で意図的・計画的な読書活動に取り組むことが大切です。また家庭や地域における読み聞かせなどを通して、子どもが日常的に読書に親しむようにすることや、親子で図書館を活用して本を楽しむ時間を持つことも必要です。

子どもの身近な読書施設である学校図書館を充実し、多様な読書活動を展開できるような環境を整えることが重要です。

文字を覚えていく楽しみが子どもの心の中に豊かな宝物を増やしていきます。文字を読む基礎学力の定着のためにも、この時期に本を読む習慣を確立し、身につける必要があります。

(3) 中学生・高校生期

思春期を迎えるこの時期は、自らのアイデンティティを確立し、人生観、世界観の基礎を培う時期です。そのため、子どもたちが自らの読書生活を振り返り、読書の幅を広げ深めるなど、多様な読書活動を通して、豊かな感性・想像力・論理的思考力・語彙力などを育むことが重要です。一方で部活動や生徒会活動等で学校での生活時間、家庭での学習時間が著しく増加する時期でもあり、読書に割く時間が減少する傾向にあります。この時期に読書活動への関心が薄れないよう、学校をはじめ、地域や家庭を通じた取組による継続的な読書への動機づけが必要です。

また、図書館等においては、子どもたちの自立した読書活動を進めるために、読書の幅を広げ、深めることのできる幅広い蔵書の整備や、個々の子どもに応じた適切なレファレンス・読書相談や情報提供ができる環境を整えていくことが大切です。

子どもの発達段階に応じた読書活動への主な取組				
取組主体	発達段階	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期
	発達課題	<ul style="list-style-type: none"> 基本的信頼感、基本的生活習慣の形成 自我、自立心の芽生え 	<ul style="list-style-type: none"> 社会適応 自主性、自発性の形成 	<ul style="list-style-type: none"> アイデンティティの確立 人生観の基礎の形成
家庭				
	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で子どもが本に親しむ環境をつくる。 保護者自身も本に親しみながら、読み聞かせや本を話題にした会話などにより、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期から絵本の読み聞かせを行うとともに、地域での読み聞かせやおはなし会に親子で参加する。 町立図書館を有効に利用する 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において本に親しめる環境を工夫したり、本について話題にするなどして、子どもの本に対する関心を高める。 学校図書館や町立図書館を有効に利用する。 	
学校等				
こども園	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせなど、本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 興味、関心、発達等に応じた絵本等や図書スペースを整備する。 発達段階に応じた絵本等の活用を推進するとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 		
学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。 		<ul style="list-style-type: none"> 低学年で本に親しみ、中学年で様々な領域の本を楽しむ。そして、高学年では考えながら本を読むというように発達段階に応じた読書活動を行う。 朝の読書など、全校的な読書活動を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校では読書を通して社会への目を開き、高等学校では、主体的な読書の深化と領域の拡大を図るというように発達の段階に応じた読書指導を推進する。 朝の読書などにより、生涯学習につながる読書習慣を形成する。 中高生自身が本に対する関心を広げ、主体的な本の選択ができるようにするための支援を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> 図書館やボランティアと連携し、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を持つ学校図書館の充実や授業での利活用を目指す。 	
地域				
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが学校外で本に親しむ場であり、地域での中核的な役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> 絵本、児童書等を充実する。 おはなし会等を定期的開催する。 子どもや保護者等への絵本や児童書等に関するレファレンスや情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年向け図書資料の充実を図る。 中高生世代向けのコーナーの工夫により情報提供を行う。 	
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等の活動を通じて、子どもが本に親しむ機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園、地域、図書館等と連携して読み聞かせ等を行う。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館等の読書環境整備に協力する。 		

甲良町において、子どもの読書活動の計画的かつ継続的な推進を図るためには、家庭、こども園、学校、地域（子育て支援センター、保健福祉課、図書館、ボランティア）など、子どもに関わる関係機関が、それぞれの活動の場に応じて子ども達へ本を届ける役割を担い、連携しながら計画を実現させていくことが必要であり、以下のように取り組みます。

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

役割

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごす中で自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。また、身近な大人に絵本を読んでもらったことは、子どもにとって幸せな体験のひとつにもなるものです。

そのため、家庭で気軽に本を手にとれるようにしたり、保護者が子どもの成長にあわせて、読み聞かせをしたり、いっしょに本を読んだりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しみ、読書習慣を形成できるような工夫や配慮が必要です。

話し言葉のみの世界から、文字の存在を意識し、絵本に興味を示し始める時期に、絵本の読み聞かせは、大変意味のあることです。

保護者自身も日頃から読書に親しみ、読んだ本について子どもに紹介したり、語り合ったりすることは、子どもにとって新たな読書分野の発見や読んだ本への理解を深めることにつながり、子どもの自己形成に大きな役割を果たします。

現状と課題

スマートフォンの著しい普及をはじめとした情報化の進展により、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化は、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を減少させる一因となっています。家庭において、これらの利用に一定のルールを設け、読み聞かせ等により幼少期から読書に対する興味を持たせることは、子どもが自主的に読書活動を行う習慣を形成するうえで大切なことです。

図書館では乳幼児から参加できる読み聞かせ会が開催されており、乳幼児の健康診査時には、ブックスタート等の読書啓発活動を行っています。

家庭において、子どもの読書習慣を形成するためには、様々な機会を通して読み聞かせや読書の効果や重要性を保護者に働きかけていく必要があります。

今後の取り組み

家庭に本がある環境、本について語り合う環境をつくるため、保護者自身の読書活動に対する啓発・推進が重要です。

図書館は子どもとともに保護者層への利用の働きかけを行い、親子で参加できるおはなし会等を開催することにより、本やおはなしに親しむ機会をつくるとともに、児童書や保護者層に向けた図書や行事の情報を積極的に発信することにより、図書館への来館を促します。あわせて、貸出サービスや読書相談を行うことにより、家庭での読書活動を支援します。

学校においては、学校だより等を活用して読書の重要性を啓発したり、様々な読書活動への親子での参加の呼びかけを通じたりして、保護者に対して子どもが本に親しむことへの理解を促進します。

また、子育て支援センター、保健福祉課等と連携し、図書館や読書に関する情報を発信

するなど、家庭の状況にあわせた読書推進の働きかけを行います。

2. こども園における読書活動の推進

役割

こども園は、乳幼児期に絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く大切な役割を果たしています。

現状と課題

クラスで身近に絵本が読めるように環境を整え、絵本に親しむ機会を設けてきました。親子で絵本借りをし、親子で絵本に触れるきっかけづくりを推進しています。

また、図書館を利用し、自分の好きな絵本を借りたり、お話を読んでもらったりしながら絵本への興味関心が広がっていけるように工夫しています。

ただ、小さな年齢からスマートフォンやタブレットなど映像での刺激が多く、子どもたちも家でゆっくり絵本を読んでもらったりすることが年々少なくなり、親も子どもも文字離れの傾向にあります。

今後の取り組み

引き続き、興味・関心、発達等に応じた絵本等を整備するとともに、落ち着いてじっくりと見ることができる環境づくりを行います。

発達の段階に応じた絵本等の読み聞かせを行い、乳幼児が絵本や紙芝居等に関心を持ち、親しみを持てるような工夫や啓発を続けていきます。図書館を活用し、読み聞かせの機会を増やすなどしていきます。

また、保護者に読み聞かせの大切さなどを啓発し、意識変容につなげていきます。保護者向けのおたよりを発行し、園での取り組みや子どもの様子等を知らせたり、家庭でも絵本に親しめるよう啓発していきます。

保育教諭の理解や技能を高めるため、読書学習講座などの研修会への積極的な参加を促します。

3. 学校における読書活動の推進

役割

学校図書館は、すべての学校に設置が義務付けられており、児童にとって最も身近な図書館です。学校図書館には「主体的・対話的で深い学び」の推進を効果的に進める基盤としての役割が求められています。また、平成28年には、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい基準を示す、「学校図書館ガイドライン」が策定されており、学校図書館の「読書センター」や「学習センター」「情報センター」という役割を再認識し、それらの機能を活用した授業のあり方をより一層工夫するとともに、すべての教育活動を通じて児童生徒が楽しみながら自主的に読書に親しむことのできるようにすることが大切です。また、文字を読む基礎学力の定着させるとともに、本を読む習慣が確立する必要があります。

●甲良東小学校

現状と課題

児童の身近に本がある環境づくりの一環として、各学年に学級文庫を配置しています。図書館司書が学年に合わせた本を選定し学期ごとに更新しており、児童は読書タイムや給食の待ち時間などに読むことができ、読書をする機会を増やしています。

月に1回の読書ボランティアによる読み聞かせも楽しみにしている児童が多く、どの学年も静かに聞くことができ、お話の世界に親しむきっかけづくりができています。

また、町立図書館を利用し、国語の時間や総合学習の時間を利用し、学年ごとに本を借りに行く時間を設けています。自分たちで好きな本を選ぶことができるので、児童は町立図書館へ行く日を楽しみにしています。

国語科や総合学習などで調べ学習や並行読書をする際に、関連のある本を事前に依頼しスムーズに学習を進めることができます。

読書に親しむ児童が増える一方で、残念ながら、読書タイムや本への親しみをもちにくい児童もいます。図鑑や写真等の本は見ますが、ストーリーを追って読み込むことを避ける児童も見受けられます。

また、学校図書館については、平成27年度に県の学校図書館リニューアル事業により図書スペースの改善に取り組みましたが、一時よりも児童の読書センター、学習センター、情報センターとして活用できていない面があります。

今後の取り組み

学校図書館の利用改善をおこない、児童がより身近に本に親しめる環境を整備し、児童が自ら本を借りたくなるように工夫を重ねます。また、学習センター、情報センターとして、授業で教師が率先して利用し、児童とともに学校図書館の利用を深めます。

引き続き、図書館との連携を続け、学級文庫の配置、図書館の利用方法のオリエンテーション、本と子どもをつなげるお話会をおこないます。

また、読書ボランティアさんによる読み聞かせや、図書委員会による読み聞かせ、本の紹介により読書の楽しみを広げ、読書タイムを充実していきます。

●甲良西小学校

現状と課題

令和元年から令和3年まで、県の学校図書館リニューアル事業の学校図書館活用支援員の派遣を受け、図書主任が中心となり、図書館やボランティアの協力を得ながら、学校図書館の改革に取り組みました。古い図書の除籍作業をおこない、部屋のレイアウトを変更し、サインの更新、ラベルの貼り替えなど学校図書館機能の土台を作り、どこの場所に何の本があるのかが児童にとってわかりやすくなりました。また、図書データを新たに登録しなおし、簡易に貸出と返却ができるようになりました。

毎日5校時前に10分間の読書タイムの確保によって、学校での読書習慣が定着してきました。

絵本ボランティアや、教師、図書委員などが読み聞かせを実施しています。

また、毎週金曜日には、読書の家庭学習を取り入れたり、各家庭に優良図書を紹介したりするなど、学校と家庭と協力しながら読書推進に取り組めるよう呼びかけています。

今後の取り組み

読書に親しむための環境整備をより整え、本が子どもの身近になるよう展示や案内を工夫していきます。また、これまでの取り組みを継続し、図書館やボランティアと協力連携を図りながら、児童と本の橋渡しができるよう、おはなし会やブックトークなど、子どもが本に興味を持てる機会をコンスタントに設け、「読書週間」の設定や「図書集会」などを開催していきます。

甲良中学校

現状と課題

学校図書館の活用として、月に1回程度学級ごとに昼休みの時間に開室をすることができました。本に興味がある生徒を中心に図書室を利用しています。

また、図書委員が選んだ本を学級文庫（各学級に20冊程度）として設置し、本に親しんでもらえるように図書委員を中心に「図書だより」の発行や図書室前廊下に図書委員おすすめの一冊を紹介するポスターを掲示しています。

また図書システムの導入により、図書の貸出・返却等の管理がスムーズに行えるようになり、学校図書館を利用しやすくすることができました。

今後の取り組み

これまでの活動を継続し、定期的に図書室の開室を行っていきます。

また、学期に1回程度だった新刊の入荷の回数を増やして、話題性のある本や人気の作家の本など、生徒が興味を持てる新鮮な資料をコンスタントに提供し、本に親しむ機会を増やしていきます。

4. 子育て支援センターにおける読書活動の推進

役割

子どもを持つ親にとって、育児相談や情報提供を受ける身近な施設であり、本が子どもと保護者のコミュニケーションを豊かにすることを啓発し、子どもの読書活動に関する理解や関心を深める役割を果たすことが期待されます。

現状と課題

親が子に絵本の読み聞かせを行うことで親子のつながり、愛着関係を育むことを狙いとした、1歳のお誕生日記念「1歳おめでとう訪問、絵本プレゼント」を実施しています。

また、毎週の「おはなしタイム」や各親子ふれあい教室において、読み聞かせの時間を設けています。オープンルームに本の展示を行い、希望者には貸し出しも行っています。

「おうち遊び」として、絵本の読み聞かせを推奨しています。絵本やおはなしにふれる機会をたくさん持つことで、集中力を高め、豊かな感情を育むことを啓発しています。

今後の取り組み

取組みを引き続き実施することで、子育て支援センターの事業として定着してきているように感じており、ふれあいを通して親子の絆、愛情関係の構築を促進し、より良い子育てに繋がるよう、各事業を継続して実施していきます。

また、各機関との連携を深め、子どもと本をつなぐ取り組みを進めていきます。

5. 保健福祉課における子どもの読書活動の推進

役割

家庭訪問、保健指導、健康診査など、子どもを持つ保護者との関りが多く身近な存在であり、親子で絵本を楽しむことが絆を深めることを啓発し、子どもの読書活動に関する理解や関心を深める役割が期待されます。

現状と課題

母子健康手帳を交付した妊婦を対象に手帳交付時に絵本「うまれてきてくれてありがとう」を手渡ししています。特に第1子の妊婦さんには、可能な限りその場で読み聞かせをするようにしています。家庭では、父になる方に読んでもらうようアドバイスをしています。

この取り組みにより、子どもへの「大切にしているよ」というメッセージの伝達と、親子で絵本を楽しむ習慣をつけることに役立っています。

今後の取り組み

絵本を用いて妊娠中の心の安定をはかり、生まれてくる子どもを大切にしたい子育てができるよう支援し、また、絵本を楽しむ習慣を幼いときから定着させていきます。

6. 図書館における子どもの読書活動の推進

役割

図書館では、子どもたちは豊富な蔵書の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができ、司書が読書に関する相談やレファレンスに応じ、子どもたちをよりふさわしい本へと導く手助けをします。

年齢に応じた読書案内の発行、読み聞かせ会等の実施などで本の楽しみを子どもたちに伝え、様々な行事やイベントを開催し、子どもたちと本をつなげる機会を提供します。

また、読書ボランティアへの活動の場の提供、学校等との連携により子どもへのサービスを行います。

図書館は、豊富な蔵書を活用した資料の提供によって様々な読書活動を支援し、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

現状と課題

乳幼児期からYA世代まで、子どもの成長に応じた本の提供と、本に親しむ環境づくりを推進するため、様々な活動を行っています。

全ての赤ちゃんに絵本と出会う機会を提供するためのブックスタート事業、2歳6ヵ月児へ絵本をプレゼントし、絵本を通じた親子のコミュニケーションの喜びを再認識してもらうためのブックスタートフォロー事業、図書館来館と利用促進のための3歳絵本プレゼント事業をおこない、「家庭で親子、家族と一緒に絵本を楽しみ、コミュニケーションを深めてほしい」、「お子さんの健やかな心の育ちを願っています。」とのメッセージを伝えています。

また、年齢に応じたおはなし会や、お楽しみ会、ワークショップなど、図書館来館を促進し、子どもとその保護者にとって図書館と本が身近なものになるよう、様々な事業を開催しています。

こども園、学校等と連携し、図書館利用の案内、おはなし会、文庫の配置、移動図書館などを行い、子どもたちが本に触れる機会を提供しています。中学生にはヤングアダルトに向けた読書案内を定期的に発行し、ミニコーナーを設置しました。

また、親しみやすく利用しやすいようサインや配架も工夫しています。教科書コーナーを設置し、小学校の国語の教科書に紹介された本をピックアップし、学年ごとに分け、手にとりやすいよう配架しています。

子どもたちが本に興味を持てるよう読書案内（ポケット）を毎月発行し、全児童へ配布しています。

図書館だより、ポケットはホームページにアップし、インターネットからも情報を入手できるよう取り組んでいます。

また、読み聞かせボランティアの育成講座を開催し、子どもと本の架け橋となる大人の育成に努めました。

今後の取り組み

子どもたちが興味を持ち、楽しめる本を収集し、魅力ある蔵書の構築、提供に努めます。子どもの年齢に配慮したコーナーづくり、読書案内による魅力ある本の紹介、利用推進のための行事・イベントを開催し、読書の楽しさを伝えていきます。

読書活動を支える保育教諭、教師、ボランティアが知識を得、スキルを身につけるための研修の機会の提供に努めます。

これまでの事業を継続拡充しながら、各機関との連携を進め、強固なものにし、引き続き読書推進に取り組んでいきます。

第5章 指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、次のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進行管理を行っていきます。この目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行ううえでの目安として掲げるものであり、その達成を義務付けるものではありません。

指標内容	対象	令和3年の実績	令和9年の目標値
こども園における「家庭貸出等」の実施率	こども園	実施	実施
小学校図書館の子ども一人当たりの貸出冊数	小学校	(東)2.5冊 (西)21.4冊	(東)8.5冊 (西)27.4冊
中学校における学級文庫の貸出冊数	中学校	338冊	507冊
甲良町内の児童生徒の不読率	小学校	9.8%	4.4%
	中学校	40.6%	13.0%
ボランティアと連携した読書活動の実施	支援センター	未実施	実施
	こども園	未実施	実施
	小学校	実施	実施
	中学校	実施	実施
町立図書館で蔵書にしめる児童図書割合	図書館	33.4%	33.4%
町民1人当たりの甲良町立図書館での児童図書年間貸出冊数	図書館	4.4冊	5.0冊

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力にこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、

必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

甲良町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成二十九年六月二十日 教委訓令第三号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、甲良町における子どもの読書活動の推進を図るための必要な施策を策定するため、甲良町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書の意味と現状についての分析
- (2) 子ども読書活動推進計画の策定
- (3) 推進状況についての調査、分析
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員は、子どもの発達や読書に関わるものの中から、10人以内で組織し、別表に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、甲良町子ども読書活動推進計画策定までとする。ただし、委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、甲良町教育委員会社会教育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

図書館協議委員

甲良中学校図書館主任

甲良東小学校図書館主任

甲良西小学校図書館主任

子育て支援センター所長

東保育センター園長

西保育センター園長

保健福祉課保健師

図書館長

図書館司書